

高齢者・障がい者権利擁護セミナー

## 『当事者主体の支援』

当事者権利と権利擁護

当事者権利から考える「より良い関わり」

特定非営利活動法人

**宮城福祉オンブズネット「エール」**

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町二丁目 3-12 大町マンション 301

電話 022-722-7225 FAX 022-722-7199

Eメール [lastword@alto.ocn.ne.jp](mailto:lastword@alto.ocn.ne.jp) ホームページ <http://yell.hello-net.info/>

平日：10:00～15:00（土・日・祝祭日は除く） 担当：佐藤，三浦

平成30年2月5日

高齢者介護施設・事業所  
障がい者福祉施設・事業所  
市町村・地域包括支援センター

御中

特定非営利活動法人  
宮城福祉オンブズネット「エール」  
理事長 大橋 洋介

## 高齢者・障がい者権利擁護セミナーのご案内

「エール」では、虐待・権利侵害への対応だけでなく、高齢者・障害者の予防的権利擁護活動として、よりよい福祉サービス提供のための「福祉のコンプライアンスルール」作成と実践を応援してきました。

今年度は、当事者の権利擁護に最も身近に関わる、施設や介護事業所等の直接ケアスタッフのみなさんの役割の重要性をふまえ、『**当事者主体の支援**』をテーマに研修会を開催いたします。

いいケアの実践からは権利侵害や虐待は起こりません。「**当事者権利から考えるより良い関わり**」について考え、実践するための機会です。年度末のご多用の時期ではありますが、直接ケアに関わる方も含めご参加いただけますようご案内いたします。

### 記

日 時 平成30年3月15日（木）13時～16時30分（受付12時30分～）  
場 所 仙台弁護士会館 4階大会議室（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

テーマ 『**当事者主体の支援**』

内 容（講義）**当事者権利と権利擁護**

- ① 福祉サービス当事者の権利 ～施設ケアの実践綱領から～
  - ② 当事者の基本的欲求と権利
- 講師：宮城福祉オンブズネット「エール」

（講義・演習）**当事者権利から考える「より良い関わり」**

～当事者権理を基にした関わりの実践から～

講師：清山会医療福祉グループ 事業支援室

企画部次長 鈴木みゆき 様（介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士）

対象者 高齢者介護・障がい者施設等事業従事者及び管理者，地域包括支援センター職員，  
介護支援専門員，市町村担当者等

定 員 150名

参加費 無料

## 『当事者主体の支援』

### 1 当事者権利と権利擁護 13：00～

(1) 「当事者主体の支援」セミナーの目的

※自己紹介，司会決め

(2) 福祉サービス当事者の権利 ～施設ケアの実践綱領から～

(3) 当事者の基本的欲求と権利

(4) 当事者主体の支援を考える（ビデオ）

～休憩～ 14：00～

### 2 当事者権利から考える「より良い関わり」 14：15～

～当事者権理を基にした関わりの実践から～

清山会医療福祉グループ 事業支援室 企画部次長

鈴木 みゆき 様（介護福祉士，社会福祉士，精神保健福祉士）

(1) 「当事者権理を基にした関わり」の理念と取り組み

(2) ビデオ演習

- ① 礼儀と尊重
- ② 当事者を理解しようと努力する
- ③ 生活支障の原因は何でしょう
- ④ 当事者のことは当事者と話し合う

(3) おわりに

### 3 「当事者主体の支援」振り返り 16：10～

(1) 振り返りシートの整理

(2) 今後に向けての意見交換

## 当事者主体，当事者理解

- ① 当事者の持つ生活の不具合（障がい？）を理解しようと努力する
- ② 生活の不具合を持つ当事者を理解しようと努力する
- ③ 生活の不具合の原因はどこにある？
- ④ 当事者のことは当事者と話し合う

私たちの姿勢で最も重要なことは、「相手のことを理解しようと努力すること」です。その想いは必ず通じるし、私たちにとって最も大切な「当事者からの信頼」につながります。

だれでも… だれもが…

支援を受けて 能力が発揮できる

支援を受けて 自己決定できる

支援を受けて あたりまえの生活ができる

2018. 03. 15. 宮城福祉オンブズネット「エール」小湊 純一。

## 当事者の権利と支援の基本

- 1 心身の障がいの有無に関係なく、すべての当事者は自己決定の権利と一人ひとりが独自の人であるという基本的権利を持っています。
- 2 地域社会の中で独立した生活を営んでいる人々がごく普通に受けている生活の状況と、できるだけ一致した形で生活を営む権利があります。
- 3 当事者一人ひとりの潜在的可能性、身体、認知、情緒、社会的可能性を実現することに努め、可能性を敏感に認め、はぐくみます。
- 4 当事者一人ひとりの能力、感受性及び信念を尊重することが職員の基本的態度であるべきで、あらゆる関係において、礼儀と尊重という態度も同様に不可欠です。
- 5 当事者の名前の呼び方は、当事者一人ひとりの希望を尊重することが大切です。  
当事者は、姓名をはっきりと、または姓のみを、あるいは名のみをというように、その人が望む呼ばれかたで自分の名前を呼ばれる権利があります。名前は、ある人を他の人と区別する名称という意味だけでなく、名前を所有する人が自由に扱うことのできる個人の所有物でもあります。
- 6 高齢当事者への名前の呼び方は、特に名で呼ぶように当事者から言われていないのであれば、正式に姓で名前を呼ぶことが普通に尊重することになります。

出典:1985年 施設ケアの実践綱領

## 当事者の基本的欲求

- 1 当事者は、事例としてあるいは典型例として、さらにある範疇に属する者として対応されることを望まない。彼らは、一人の個人として迎えられ、対応してほしいと望んでいる。
- 2 当事者は、否定的な感情と肯定的な感情、そのどちらをも表現する必要性をもっている。これらの感情には、恐れ、不安、怒り、憎しみ、あるいは自分の権利は侵害されているという感情などが含まれる。また、これらとは逆の感情も含まれている。
- 3 当事者は、依存しなければならない状態に陥ったり、弱さや欠点をもっていたり、あるいは失敗を経験しているとしても、一人の価値ある人間として、あるいは生まれながらに尊厳をもつ人間として、受けとめられたいという欲求をもっている。
- 4 当事者は、彼らの感情表現に対して、支援者から共感的な理解と適切な反応を得たいと望んでいる。
- 5 当事者は、彼らが陥っている困難に対して、支援者から一方的に非難されたり、叱責されたくはないと考えている。
- 6 当事者は、自分の人生に関する選択と決定を自ら行いたいとする欲求を持っている。彼らは、支援者から選択や決定を押しつけられたり、あるいは監督されたり、命令されたりすることを望まない。彼らは、命令されたいのではなく、援助を求めているのである。
- 7 当事者は、自分に関する内密の情報を、できるかぎり秘密のままで守りたいという欲求を持っている。彼らは、自分の問題を、近隣の人や世間一般の人びとに知られたいとは願っていない。また、自分の評価を捨ててまで、社会福祉機関から援助を受けようとも思っていない。

出典:1961年 ケースワークの原則 F.P.バイスティック著

## 対人援助の関係性

対人援助は、人と人との関係性によっておこなわれます。

支援者が支配（管理）しようとしたり、支援を受ける人が依存的になったり、互いに、もしくはどちらかが否定的になったりすれば、自立支援関係は成り立ちません。

対人援助の原則は、自立支援のための、良好な関係性を得るための基本的対応方法です。

### *The Casework Relationship*

- (1) 想いや考えを受けとめる。　ということ
- (2) 「いろいろな人がいるんだなあ」と思う。　ということ
- (3) 自分のことを自分で決める手助けをして、決めたことを尊重する。　ということ
- (4) 否定しないし、押し付けない。　ということ
- (5) 役割を十分に理解し、自分の感情をコントロールして対応する。　ということ
- (6) 想いや感情を素直に出せるような状況や雰囲気大切。　ということ
- (7) 秘密保持は相談支援の大前提。　ということ

出典:1961年 ケースワークの原則 F.P.バイスティック著

## Aさん（アルツハイマー型認知症）

トイレの場所が分からないのか、部屋の隅で放尿するようになり困っている。職員が付き添い誘導しているが、うまくいくときといかないときがあり後始末が大変。

夜中にホールの隅の方で放尿することもある。

施設での生活に慣れてきたためなのか、「いい天気だから散歩に行きましょう～」と言って手を引こうとすると、払いのけて「何するの！」と言って拒否したりする等、職員に対して反抗的な態度や言動がみられるようになった。

周りの入所者は夜寝るのが早く、夕飯を食べ終わるとそれぞれ自分の部屋で休むが、Aさんはホールにいて「他の人は？」と尋ねてくるので、「みんな部屋で休みました」と説明しても納得せず、他の入所者の居室を覗きに行くなどの迷惑な行動があり困っている。

風呂敷や自分の着ている服に、本棚に置いてある本や食事の残りなどを包み持ち歩くことが多くなった。何度もやめるように注意しているけれども言うことを聞いてくれない。

帰宅願望が頻繁になってきた。夕方になると「家に帰る！」と言って落ち着きがなくなり、玄関から外に出ていこうとするようになり困っている。家族に連絡し協力を求めても、「仕事があるので…」という理由で来てくれず、非協力的である。

2015.08.05. jk。

# Rights Based Approach とは

出典：執務参考資料 平成 26 年 3 月 国際協力機構企画部

はじめに

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、裨益国・地域の社会・経済の発展等を目的としてODA事業を実施しておりますが、なかには自然破壊や公害、非自発的住民移転や先住民族の権利の侵害など環境や社会に対して望ましくない影響が生じることがあります。これら負の影響は人間の安全保障、Inclusive Development、持続的な開発などの観点から考えて望ましくなく、JICAはこれまで環境社会配慮ガイドラインに基づき回避、または最小化のための方策、補填に必要なコストの事業への組み込み等を行ってきました。

昨今、人権を中心に捉えることでこれらの負影響を軽減させようとする Rights Based Approach（以下、RBA）が国際援助潮流のなかで提唱されており、国際連合児童基金など国際援助機関などで採用されるなど、広がりを見せております。去る 2010 年に市民社会組織の開発効果にかかるイスタンブール原則第一項において、人権と社会的正義を尊重する旨言及されており、これを実現する手段として多くの市民組織がRBAを挙げました。また、これら動きを踏まえ、我が国においても市民組織が関心を示してきております。他方、JICA内におけるRBAの議論はまだ始まったばかりであることから、まずはJICA関係者におけるRBAの理解を促進すべく、JICA関係者向けの研修教材として本冊子は策定されました。

策定に当たっては関西学院大学川村暁雄教授にご執筆頂き、NGO-JICA協議会を通じて、市民団体及び大学よりコメントを受けた上でJICA企画部が編集しました。この場を借りてご協力頂いた皆さまに御礼申し上げます。

なお、本冊子は国際援助潮流で議論されているRBAを解説したものであり、JICAとしての方針を示すものではありませんので、申し添えます。

独立行政法人国際協力機構企画部

## I なんでもRBA?

### 1 RBAとは?

RBAとは、人権に基づくアプローチによる開発（Rights-Based Approaches to Development）の略です。国連では、HRBA（Human Rights-Based Approaches to Development）とも略します。本冊子では、RBAの概要とその活用可能性について解説します。

人権とは、人間が社会の中で尊厳を持って生きていくために社会全体が保障しなくてはならないさまざまな条件を「権利」として整理したものです。人権には、「信教の自由」、「移動の自由」、「結社の自由」など心身の自由や自己決定に関わる「自由権」や、「無償の初等教育」、「食料」、「居住」、「水」、「保健医療」など社会生活に関わる「社会権」があり、これらは相互に深く関わっています。「貧困」は、こうした権利が複合的に奪われている状況として考えることができます。逆に人権が守られる社会は、人々が尊厳を持って生きることができる最低限の条件が保証されている社会であり、人間の安全保障が実現されている社会と考えることができます。RBAは、意識的に人権を考えることで、開発を進める上での関係者の多様な責務と能力を分析し、それぞれが互いに説明責任を果たしながら、自らの責務を果たしていけるように支援を行うものです。

基本的な保健医療サービス、初等教育などの向上をめざすプロジェクトは、「初等教育への権利」、「健康への権利」などの個別の人権の実現のためのプロジェクトと考えることができます。「貧困」にとりくむプロジェクトは、こうしたさまざまな人権の実現に関わります。法の支配を向上するためのプロジェクトやガバナンスに関わるプロジェクトも、人権の実現と直接的な関係があることが少なくありません。人権実現と深く関わるプロジェクトでは、プロジェクト立案、実施、評価のすべての段階でRBAを体系的に適用することができます。また、経済インフラなどについてのプロジェクトが住民の生活にもたらす影響も、RBAを用いて分析することでどのような負の影響が出やすいのか、それをどのように食い止めるかなどを考えることができます。

RBAは、1990年代後半から国際開発に関わる国際機関、2国間援助機関や国際NGOなどにより採用されるようになり、最近ますます注目されるようになってきました。ユニセフは活動全体をRBAの手法で行うようになってきました。国連機関が国ごとに作る国連国別チームでは、支援のあり方についての共通の方針である国連開発援助枠組み（UNDAF）の作成にあたってRBAを採用することが必須とされています<sup>1</sup>。セーブ・ザ・チルドレン、プラン・インターナショナル、ワールド・ビジョン、Oxfam、ケア・インターナショナルなどのいくつかの大手のNGOも同様です。2010年には、トルコのイスタンブールに国際協力NGOが集まり、市民社会組織による開発協力のあり方についての8項目のイスタンブール原則を採択しましたが、その第1項でも人権と社会正義を開発の目標とすべきだとし、その翌年採択したシエムリアップ国際枠組みでは、RBAがその中心であるべきだとしました。政府、NGOなどが参加して2011年に韓国の釜山で開催された「第4回援助効果向上に関するハイレベルフォーラム」で採択された『効果的な開発協力のための釜山パートナーシップ』では、市民社会組織がRBAをとることの重要性が確認されています。日本の国際協力NGOの中でも関心が高まっています。

## 2 RBAの「定義」

「参加型開発」や「エンパワメント」などと同じように、RBAについてもすべての団体が賛同する一つの定義があるわけではありません。国連や援助機関などは、それぞれ自

分たちにふさわしい定義を作っています。ただ、これらを整理すると、次のような共通点があります。

### 1) 貧困を権利の剥奪と考える

貧しさを本人だけの責任とせず、教育や医療、意思決定への参加などの人権が奪われてきた結果と捉えます。この結果、人びとを権利の主体として位置づけることになり、貧困解消のためには、主体性を阻害している要因をなくし、人間らしい生活のための条件を社会全体で実現することなどが重要であるという視点を生み出します。

### 2) 人権基準と「人権の原則」を重視する

RBAでは、法的な拘束力を持つ人権基準と、人権基準の背景となっている考え方や社会のあり方についての人権の原則の両方を重視します。人権基準とは、国際人権規約、子ども権利条約などの人権条約、それぞれの国の憲法や国内法で定められている具体的な諸権利を指します。人権の原則とは、「包摂」、「参加」、「法の支配」、「説明責任」、「透明性」、「非差別・平等」など、人権が守られる社会が満たす必要のある原則を指します。RBAでは、法的な権利としての人権だけではなく、人権の原則を幅広く捉えて、開発協力のあり方に反映します。なお、JICAが定めた環境社会配慮ガイドラインでも「2.5 社会環境と人権への配慮」を規定しており、「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」とされており、課題別指針「社会保障」「3-1. JICAが社会保障分野で活動する意義」でも「社会保障は国際人権A規約などの国際規範にも明記されているなど、国際的に確立された人権である。自国民に対してこの権利を保障することは各国の義務であり、社会保障分野の協力によりこの権利の保障に貢献することは国際社会の義務でもある」と記載されていますが、その具体的な手法としても参考になります。

### 3) 権利保有者と責務履行者の役割を考える

権利があるということは、その実現を求めることができる人（権利保有者=rights-holder, claim-holder）が存在するということを意味します。また、要求を実現する責務を持つ人（責務履行者=duty-bearer）が存在するということにもなります。RBAでは、この両者の関係を分析し、権利保有者が権利を要求でき、責務履行者が責務を履行できるように支援する方法を考えます。

## コラム:人権の社会的な役割とRBA

人権は、「人間の尊厳を守るための社会のあり方についての最低限の合意」と考えることができます。人権は、民主主義と共に近現代の国家の基本的な原則となっています。人権は、「権利」の一つです。権利とは「奪われた人が回復や救済を要求できる」ものです。権利にはいろんな性質のものがありますが、もっとも日常的に使う権利は、ものを売り買いするときに相互の契約によって生まれる権利でしょう。こうした契約では、お金を支払う義務を果たせば、物やサービスを得る権利を得ることができ、契約違反があれば裁判所などを通じてその履行を求めることができます。

人間が尊厳を持って生きるための条件を権利とすることで、弱い立場に置かれた人々が自らの尊厳を奪われたときに「要求」できるよう力付ける（エンパワーする）ことができます。人権は、物の売り買いと異なり、「社会を作る」という意思を持った人全員が相互に約束した契約（社会契約）に基づいており、国家の基盤となっています。世界の大半の国で憲法の中に人権が組み込まれているのは、このためです。私たちは、人権を実現するため「国家」に権限を与えているので、国家はその権限を乱用したり、人権の実現を怠ったりしてはいけません、ということになります。

こうした概念と制度が必要なのは、社会の中には必ず権力関係（強い立場と弱い立場）があるからです。権力関係自体は、社会がうまく働くために必要なものですが、それが乱用されると弱い立場の人は苦しい思いをします。しかも、権力は歯止めがないと必ず乱用されます。人権は、権力の乱用を防ぎ、人々の生活と尊厳を守るものであり、人々が信頼できる社会秩序を作るためのものでもあります。人権を守る上で国家が特に重い責任を持つのは、もっとも多くの権限を人びとから託された機関だからでもあります。

人権は①法制度、②政策を方向付ける理念、③社会規範という形をとって社会のあり方に影響を与えていきます。例えば、日本の「生活保護法」は憲法25条で保証された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づき作られた政策・法制度です。戦後は、憲法で両性の平等が定められ、そのことが法制度はもとより社会規範にも影響を与え、人の価値観や行動を変えています。RBAでは、こうした人権の社会的な機能を意識的、体系的に活用しながら社会開発を実現していきます。

## コラム：RBAと他のアプローチの違い

RBAを理解する上で、ニーズに基づき生活・生計の向上等を目指す取組みなど、他のアプローチとの違いを対比してみることは有効です。RBAの考え方は、人びとの尊厳のための最も基本的な条件(人権)が脅かされている様な状況においては有効で、その手続きについての考え方や、支援対象についての考え方は普遍的な意義を持ちます。

International Save the Children Alliance 2005によれば、RBAと他のアプローチの違いは、下記の表の通りまとめられております。

他のアプローチによる考え方	RBAによる考え方
状況改善のための行動は自発的であり、結果としてやらなくてもやむを得ない	行動は義務
人びとはさまざまなニーズを持っているが、それは優先順位を付けることができる	人びとは、法的に確立された請求権を持っている
貧しい人は慈善の対象として支援すべき	人びとは、支援を受ける権利を持つ主体である
取り残される人がいてもやむを得ない(i.e. ターゲットは100%以下にも成り得る)	すべての人が自らの潜在力を実現する権利を等しく持つ(i.e. ターゲットは100%)
開発協力の対象となる人びとは、受動的な裨益者であり、そのプログラム/プロジェクトをよりよくするために参加してもらうことが望ましい	開発に影響を受ける人びとは、積極的に参加する権利を持つ
文化によっては実現されない権利があってもやむを得ない	人権は普遍的で剥奪できない
権力構造を変えることはできないので、既存の構造の中で活動する方法を見つけなくてはならない	人権の実現を阻害する権力構造は、実効的に変えていく必要がある
開発は専門的な過程なので、何が最善か知っている専門家によって導かれなくてはならない	開発に関わるものは、彼らが自分たちの権利を要求し公共的な意思決定に関われるように権利保有者のエンパワメントを行う必要がある
ニーズには重要性についての階層があり、他より重要なニーズというものがある	人権は不可分で相互依存しているが、状況によっては実践的な優先順位付けも必要となる

出典：International Save the Children Alliance 2005, p. 23.

## 『当事者主体の支援』

### 2 当事者権利から考える「より良い関わり」 14：15～ ～当事者権理を基にした関わりの実践から～

清山会医療福祉グループ 事業支援室 企画部次長  
鈴木 みゆき 様 (介護福祉士, 社会福祉士, 精神保健福祉士)

(1) 「当事者権理を基にした関わり」の理念と取り組み

(2) ビデオ演習

- ① 礼儀と尊重
- ② 当事者を理解しようと努力する
- ③ 生活支障の原因は何でしょう
- ④ 当事者のことは当事者と話し合う

(3) おわりに

認知症とともに考える会主催 第15回講演会 認知症と生きる人の自己決定支援を考える

「自己決定と自立支援」のための複眼的視点 ～認知症とともに生きる人の声を聴きながら～ (講師：町永俊雄 氏)

■研修目的：(自分の仕事を輝かすものとして) 理念を理解していく。(6回シリーズの研修を通し深めていく)

・認知症とともに生きる人の声を聴く実践と振り返りを通し、RBAについて少しずつ理解を深める

・実践と振り返りを通し、人は誰でも人として価値を認められ、尊厳をもって尊重してほしいと思っていることの理解を深める

項目とそのねらい	進め方
<p><b>エリア研修(1回目)</b> 『SEE THE PERSON NOT THE DEMENTIA』 (認知症を見るのではなくその人を見て！)</p> <p>1 障害者権利条約 (30分) ※資料①配布 【ねらい】 ①「合理的配慮」について理解していく ② 私たちは責務履行者であることを理解していく</p> <p>2 動画1：ちえこさんご夫婦(6分) (50分) 当たり前が奪われている 【ねらい】(①～③ワークシート配布) ① 言葉や気持ちを聴く力を鍛えていく ② 気持ちを理解していこうとする力を鍛えていく ③ ちえこさんの望みは何なにか考えてみる (当たり前のことが奪われている)</p> <p>3 ロールプレイ (40分) 【ねらい】 ① ロールプレイを通して、自分の話の聞き方を振り返っていく ※資料②配布(対人援助関係)：当事者(人)はどうして欲しいのか</p>	<p>1 障害者権利条約の内容について確認していく 資料①参照</p> <p>2 ご夫婦の動画より ◇ ちえこさんの言葉 ◇ 旦那さんの言葉や沈黙 ➤ お二人の言葉を書き出し、その言葉に秘められている『想い』と『感情』について、グループで意見交換していく ☞ グループ発表</p> <p>➤ ご夫婦がそれぞれ使っている「支援」という言葉の意味についてグループで考えてみる ☞ グループ発表</p> <p>➤ ちえこさんの話をどのように聞いていくか、グループで考えてみる ☞ グループ発表</p> <p>3 ご夫婦の一場面を ロールプレイしていく ➤ 聞き役：何を意識し(振舞っ)たか述べてみる ➤ ちえこさん役：今のロールプレイの感想(どんな気持ちだったかか教えてもらう)を述べてみる ➤ 自分の話の聞き方を振り返ってみる ※資料②より：対人援助関係について学んでいく</p>
<p><b>【次回研修までの宿題】</b> ①「人間の固有の尊厳」「個人の尊重」 関わりの中で、その人の価値を認めて肯定的に関わることの大切さを実感する</p>	<p>①「人間の固有の尊厳」「個人の尊重」 日々の仕事の中で、『肯定的に関わる(認める・受け止める・尊重する)』ことを意識し関わる(用紙記入) ◇ エピソード ◇ 肯定的に関わった自分の感想 ◇ 相手の様子</p>

## 当事者権利から考える「より良い関わり」

2018.03.15. 鈴木みゆき

実践したスタッフからの、意見・感想を一部紹介します。

- ・ その人の価値を認め肯定的に関わることを、流されることなく、一瞬一瞬でも心に刻み、関わりを持っていきたい。
- ・ 「してあげる」という感覚では、いつまでたっても当事者の権利を尊重して行くことはできない。
- ・ 「見守り」という名の「監視」になっていないだろうか？
- ・ 認知症（障害）に対する不理解や配慮が欠けることで、人としての価値を低められていることが多くあることを知りました。自分たちも日々の関わりの中で、そのようなことを行っていないか振り返る機会となりました。
- ・ 世間はリスク優先で物事を考えてしまいがちであり、私たちも当事者の声より、家族や世間体を気にしてしまいがちです。当事者の知らないところで、勝手に物事や判断が行われないう、私たちがパートナーとしての行動をすることが重要であることを学んだ。
- ・ 動画を見て、当事者の想い、家族の想いをディスカッションすることで「その人を知る」機会が持ててよかった。今まで「仕事の慣れ」で深く考えていない自分がいたことに気づいた。
- ・ 私たちの責任を感じることができた。
- ・ 介護者が良かれと思った行動は時には当事者から見ると馬鹿にされていると感じていることもあり、しっかりと、ご本人は今、何に困っているのか、どんなことに不自由さを感じているのかを知ることが必要で、そのためには対話が必要不可欠であると感じた。
- ・ ご本人から発せられる言葉一つ一つの中に、たくさんの想いが込められていること、そして、私たちはその言葉を流さずに受け止め、共有し、一緒に考えていくことが大切だと実感しました。
- ・ できることを奪わない、耳を傾ける、相手の立場になって考える、基本的なことではあります。一番大切なのに、おろそかにしがちなことかもしれません。
- ・ 自分が「この人はこういう人」と勝手に固定概念で決めていないか。そのことについて、初心に帰ることができた。
- ・ 今まででは、何かしらこちら側で何とかしようと押し付けていたことがあったと思う。しっかり向き合い、対話することがとても大切だと感じた。
- ・ 本人にとっては「ただのお節介」になっている事もあることに気づいた。
- ・ 本人が抱えている苦しみや、奪われている権理を、私たちは間違って捉えていたことも多いと実感した。

- ・ 同じ人であり、価値ある人として認めていくことが大切だと感じた。
- ・ 無意識のうちに自分が望んでいる返事を誘導してしまったり、話を聞いているようで、本人を理解しようとしていなかったのではないかと感じた。
- ・ 理解していくということは難しいことですが、理解したいと思う分、自分としての学びや気づきも多くあると感じます。
- ・ 相手を「認める、受け止める、尊重する」、一つ一つ確認してみると、不十分な対応があったように思う。
- ・ 個人として認められること、理解されることが本当に当たり前で大事なことだと思います。
- ・ 当事者に良かれと思ってやっていたことが、当事者の当たり前の日々が奪われていく不安やプライドに気づかず、自立や自己決定を奪ってきたのかもしれないと感じた。
- ・ 「私たちのことは、私たち抜きに決めないで」その言葉の意味が分かった。
- ・ 本人の意思や想いを勝手に判断したり、考えを押し付けてしまっていたことが、本人の自立や自己決定を奪っていたのかもしれない。
- ・ 本人との対話を大切にし、対話の中から想いや感情を受け止められるよう意識して関わっていききたい。
- ・ 介護者目線で「良かれと思ってしたのに」「あなたのために」という行動が、結果的に当事者にとっては、「自分はないがしろにされた」という気持ちになってしまう。介護者自分本位の思考・行動になっていないか自省するきっかけになった。
- ・ 今まで、介護者である自分本位のケアになっていたのではないかと思った。
- ・ 一方的ではなく、その人の意思の尊重、肯定的に関わることが大切であり、自分の仕事に活かしていきたい。
- ・ より相手を理解していこうと努力することが大切である。
- ・ 障害があり困難だと思うことに、すぐに手を差し伸べてしまいがちですが、逆に言えば、問題視しているんだと思いました。
- ・ ディスカッションを行うことで、当事者の気持ちに少しでも近づけたように思えます。気持ちや考えを知るからこそできる配慮があるようにも思えた。
- ・ 無知で関わっていくことは、非常に危ういものだと感じた。身近なところから見直していきたい。
- ・ 会話していく中で、その方の表情や言葉を受け取りながら、表せない想いをくみ取っていくことをしなければならないと感じています。
- ・ 「当事者に一番近い家族の想いなら間違いない」そう思っていたところがある。ご本人がどんな状況であれ、ご本人の意向を聞こうとすること、分かろうとすることを第一に向き合っていきたい。
- ・ その人の想いを理解していけるよう、話の聞き方や話し方など頑張っていきたい。

肯定的（認める・受けとめる・尊重する）な対話を意識した関わりから（抜粋）

肯定的に関わっての当事者の様子	その時の自分の気持ち
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 向き合って話をする中で、自分のことをしっかりと見、興味をもってくれていると感じた。</li> <li>・ 生き活きと前向きな話をされ、まだまだやりたいことがあり、社会貢献していきたくと話していた。</li> <li>・ 目を何度も動かそうとされたり、何かを話そうと口元が動いたり、いつもより多くの反応があった。</li> <li>・ 安心されたような表情を浮かべていた。</li> <li>・ 少し、すっきりしたような表情をしていた。</li> <li>・ 声をかけてくれる機会が増え、笑顔が増えたように感じる</li> <li>・ 以前より笑顔が多弁になった</li> <li>・ 表情が柔らかかった。</li> <li>・ 自分の身体が自分の想いどおりにならない辛い気持ちを話された。</li> <li>・ 一つひとつ丁寧に関わることで、困惑せず、表情もあだやかになった。</li> <li>・ 穏やかな表情と、「ありがとう」の言葉を言ってもらえた。</li> <li>・ 話をうまく聴けてないときにイライラされていた。しっかり聞けていたときは、落ち着いて話されていた。</li> <li>・ 普段口数が少ない人だったが、自ら話すようになった。</li> <li>・ コミュニケーションが難しい方でしたが、ゆっくり待つことで言葉が出ることもあった。</li> <li>・ 話をしているときの表情が違う。話の内容に具体性があり、話をもっとした</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対話中の表情や言葉から、お互い通じ合えているという実感が持てた。</li> <li>・ 障害の有無に関係なく、相手から受け入れてもらえない限り関係性は築けない。肯定的に聴くことは大切であると思った。これからも意識していきたい。</li> <li>・ 意思を尊重して話を聴くことで、生き活きと前向きな話を聴くことができた。ホームでの暮らしを楽しんでいらっしやると思っていたが、ここが生活の場にまだまだなっていないことを教えられた。</li> <li>・ 普段何気なくおこなっていた入浴介助。こちらのタイミングで、こちらのペースで進めており、羞恥心への当たり前の配慮もかけていたことに気づいた。</li> <li>・ 待つことで、うなずけたり、対話ができることに気づいた。その人を感じることもできた。</li> <li>・ 自分のことをしっかりと気にかけてくれると感じることで、今まで以上に不安なこと心配なことなどを話してもらえるようになった。</li> <li>・ ぶっきらぼーな人？と思っていたが、好きなことや、辛いことなど少しずつその人が分かってくることで、印象が変わった。</li> <li>・ 偏見を持たずに関わったことが、その人を知ることにつながったと思う。</li> <li>・ こちらの話も聞いてもらえるようになって嬉しかった。</li> <li>・ 危険だからと思って良かれと思いやっ</li> </ul>

<p>いという気持ちでいるように感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不安そうな表情が減り、そばを通りかかるたびに立ち上がり挨拶してもらえようになった。</li> <li>・ 遠くにいても名前を呼んでくれるようになった。</li> <li>・ 周囲の方との会話も増えてきた。</li> <li>・ 「ちょと！あんた！」と声をかけてくださることが多くなった。</li> <li>・ 「あなたに話を聴いてもらえて、とても助かった」「また、不安になったらあなたのところに来ようと思います」と言われた。</li> <li>・ 話が弾み、表情も明るくなった。</li> <li>・ ニコニコとしながら話しをしてくれた。</li> <li>・ 「説明が理解できれば納得する」と言われた。</li> <li>・ 「お姉ちゃんありがと」と言われた。</li> <li>・ 失語があるため、今までは質問攻めになっていたが、好き、嫌いなど、表情や簡単な単語で答えていただけた。</li> <li>・ 普段よりも、ご自身のことを言葉や表情で表現でき、ゆったり、リラックスしていました。</li> <li>・ 納得された表情をされていた。</li> <li>・ 「あんだ俺のこと良く知ってるな。これからもよろしく頼むな」と終始穏やかなにお話しできた。</li> <li>・ いろんな表情を見ることができた。</li> <li>・ 言葉が出にくい方だが、「どうもね」「良かった～」と、はっきり言われた。</li> <li>・ 嬉しそうに、時折笑顔もあった。「あや」と、どんどん話が膨らんだ。</li> <li>・ 以前よりも、話しかけられることが増えた。</li> </ul>	<p>ていたことが、本人を傷つけていたことに気づかされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「認知症の人は」という思い込みがあったことに気づいた。対話が大切で、その人を見ていくことが大切であることが分かった。</li> <li>・ 言語以外のコミュニケーションの大切さを改めて感じた。</li> <li>・ 今まで、あまり思いを聴いていなかったことに気づいた。</li> <li>・ 相手との距離が近くなったような気がする。</li> <li>・ 一緒に確認したり、好きなことを探すことで、その方の新しい面も見つけることができた。</li> <li>・ 一方的な話はせず、待つようにしたらいろんな話が聞けた。</li> <li>・ 人によって違う、納得のいく説明をしていくことが大切だと思った。</li> <li>・ 気持ちや感情を表現する機会が増えることで、生き活きとされることが分かった。</li> <li>・ 聞き方で、相手の様子が違うことが分かった。</li> <li>・ その人の想いが伝わってきた。</li> <li>・ 対話をすることで、いろんなことを知ることができた。</li> <li>・ 失語症があるため、口の動きや表情などによく見るようにすると、その人の気持ちを汲み取ることがで、以前よりスムーズにコミュニケーションが取ることができた</li> <li>・ 知る努力をしていくと、新しいドア（その人のできるところ）が増えていった。</li> <li>・ 聴くことは難しいと思った。</li> <li>・ 認知症だから「多分理解することが難</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表情が豊かになった。</li> <li>・ 「理解してくれた」と感じてもらえたのか、いろいろと話をしてくれた。</li> <li>・ 沢山話ができ嬉しそうであった。</li> <li>・ 表情が以前よりも豊かになっていて、ゆっくり関わることで、何かを伝えようとしているように感じた。</li> <li>・ お部屋に戻ることが少なくなった。</li> <li>・ 「家に帰る」「もう行かなくちゃ」と話すご本人の不安や、家族を心配していることなどが分かった。ご本人の話を聴くことで、「家に帰りたい」とソワソワすることも無くなってきた。食事づくりなど手伝ってくれることも増えてきた。</li> <li>・ 今までは、「ダメ」「やめてください」ということが多かった。その人を理解していこうと意識したところ、当事者さんの表情も柔らかくなり、今まで聞けなかった言葉やギターの話の聴くことができた。</li> <li>・ 決めるときに選択肢を提案すると、口数の少ない方もいつもより話を多くしてくれた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しい」とその人の想いを受け止めることをやめていたということが多かったと思う。私たちが合理的配慮に努めることで、今まで知りえなかった心の「言葉」を受け取ることができることを学んだ。</li> <li>・ 伝えたいことがこんなにも沢山あったんだということを実感した。</li> <li>・ 今まで一方向だったのが、会話の仕方を工夫することで、以前より対話できるようになった気がする。</li> <li>・ 以前だったら「今回もこうしておけばいいのか」と私が決めつけていたところがあったが、本人を知ろうとすることで、その都度想いが違うかもしれないと考えるようになった。</li> <li>・ 今までこんなに、その人を理解していくことを意識して関わってきたことが無かった。もっと早くから取り組んでこればよかったと思った。</li> <li>・ 話を聴くときの自分の表情や態度も意識することが大切だと学んだ。</li> </ul>
---	---



当時者権利から考える「より良い関わり」

～利用者権理を基にした関わりの実践から～

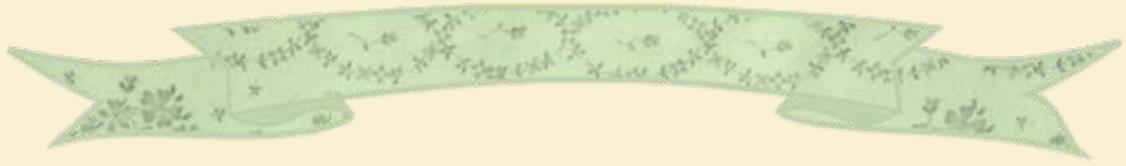
(2) ビデオ演習

【動画からの逐語録】

つるさん	スタッフ (ナレーション・お年寄りさん)	メモ欄
<p>【日中の一場面】 (職員とトイレから出てくる) 「ぜんぜんできなくてわからなくて」</p> <p>「こっちから行く」 「そうなの」 「向こうに行くか」</p> <p>(居室の戸を開け閉めする場面) (つるさんの歩いている廊下には、同じ戸の居室の入り口がいくつかあります)</p> <p>「だめだね怒られちゃう」「もうやめる」 「こっちのほうじゃないよね」</p> <p>(廊下をあるきながら) 「藤ヶ谷のね・・・私・・・」 「ここかしら？」 「ここです？」 「開かないよ 全然」 (戸ではない所を開けようとされている) 「誰も来ないよね？」</p> <p>(トイレの文字は目に入っていない ノックして戸を開け中に入り 水洗トイレの水槽を触りながら)</p> <p>「これ全然でてないわ」 便座のふたを開け 「ちがうね」「見てみようか」 便器の中の水を触わり 「これちがう」と言って、便座のふたを閉める。 トイレットペーパーで手を拭こうとするが、ペーパーをうまく出せない。</p>	<p>(つるさんの先にトイレから出、つるさんの言葉に耳を傾けず廊下を歩いていく)</p> <p>「つるさん こっちに座って」 「こっちは暗いでしょう。誰もいないの」</p> <p>ナレーション：他の利用者の部屋を開けるなどして、たびたびトラブルになります。</p> <p>「うん。」 「つるさん、おトイレそこよ」 (仕事をしながら、つるさんをチラッと見て) 「もうちょっと前、おトイレ」</p> <p>ナレーション：つるさんは、何かを探しながら混乱して、トイレの中に手を入れてしまうこともあります。</p>	

<p>【洗濯物たたみ】</p> <p>(つるさんは、ソファに腰を掛ける)  (隣のお年寄りさんも洗濯物のタオルをたたんでおり、つるさんもチェックのシャツをたたもうとされている)</p> <p>「これ、どうやってんだか」  「ぜんぜん分からない・・・」  隣のお年寄りさんに「これ分かる？」</p> <p>(それでも一生懸命たたもうと)  「やだ～私できないわ・・・これ」  「これどうやってんだか？ぜんぜん分からない」  (つるさんは、指で左脇をさわり始める)</p>	<p>(ホールを歩いているつるさんの後方からと話しかける)  「これ、たたんでもらっていいですか」  (洗濯物をテーブルに運びながら、つるさんの顔は見ず前を通過して)  「つるさん これ洗濯ものたたんでくれる？」  (大きな籠一杯に入った洗濯物をテーブルに置く。そのテーブルの前に、一人のお年寄りさんが座っているが声をかけることはない。)</p> <p>(先ほどまで、タオルをたたんでいた隣のお年寄りさん)  「分かんない。見えねんだ」</p> <p>(職員は、洗濯物をたたみながら、お年寄りさんを車椅子からソファに無言で移乗する)</p>	
	<p>★ナレーション：なぜつるさんは、落ち着きのない行動や自分の目を傷めてしまうようなしぐさをしてしまうのか、スタッフは話し合う(ホールで)ことにした。  (ホールのソファにはつるさんたちが座っている)</p>	
<p>【夕食後のホール】</p> <p>(つるさんはホールを歩いている)</p> <p>「いいのかな。私行かなくて？」  「私こっちはなくていいかしら？」  と言いながら、職員に話しかける。</p>	<p>(TVの前のソファに座っているお年寄りさんを指さし、つるさんにいう)  「おばあちゃん一人だから寂しいって」  (そして、職員はTVの前のソファに座っているお年寄りさん</p>	

<p>「いいわよ。私も遠いところまで帰るから遠いところまでね。」</p> <p>「だからもう行くわ だめ？」</p> <p>「そこにいんの」</p> <p>「じゃあ いいですか？」</p> <p>(ホールの方を向いて2, 3歩き)</p> <p>「でも誰もいないね」といって</p> <p>(3, 4歩戻ってまた、さっと向きを変えホールにいるもう一人の職員に)</p> <p>「すみません」</p> <p>「私ここでいいかしら？」</p> <p>「お年寄りのね。そういう方がいるんだっというから・・・」</p> <p>(ホールのカーテンを開け、外を眺める)</p> <p>「あれ まだ 暗いんだ」「真っ暗だね」</p> <p>(カーテンを閉めホールの方へ)</p> <p>「あれ？私どっちにいったらいいんだろう？」「そっちにいつから」</p> <p>車椅子のお年寄りさんに</p> <p>「ここでいいですか？」</p> <p>「私ここでいいかしら？だめ？」</p> <p>(窓の方へ向かう)</p> <p>(車いすのお年寄りさんのところへ職員が来たので、その職員の方へ歩きながら声をかける)</p> <p>「私ここにきたんだけどさ・・・」</p> <p>「むこうへ やっていい？」</p> <p>「そう。じゃ・・・」</p> <p>(・・・カウンターの方へ向かっていく)</p>	<p>の隣に座り、お年寄りさんの手を無言で取り、立ちつくしているつるさんを見ている。</p> <p>「あ、いいです。」</p> <p>「は～い。いいですよ。」</p> <p>「うふふ」</p> <p>「あ～。いらっしゃる」</p> <p>(ホールにいたもう一人の職員にはつるさんが見えている)</p> <p>(お年寄りさんが座っている車いすを動かしながら、側にいるつるさんの顔を見ず)</p> <p>「何でしょう」</p> <p>「いいよ」</p> <p>(ちらっと、つるさんを見て車いすのお年寄りさんに声をかけず、どこかへ連れていこうとする。つるさんとは目線合わせず、後ろのテーブルでお皿を拭いているお年寄りさんに一瞬声をかけている)</p> <p>車いすのお年寄りさん一言「知らない」</p> <p>(職員は、つるさんの問いかけは答えず立っている)</p>	
---	--	--



# 本の処方せん



## [本人の本]

### 私は誰になっていくの？

アルツハイマー病者からみた世界  
クリスティーン ポーデン(著)、クリエイツかもがわ  
2000 円+税 2003 年

### 扉を開く人 クリスティーン・ブライデン

NPO 法人認知症当事者の会 (編集)  
クリエイツかもがわ、2000 円+税 2012 年

### 私は私になっていく

クリスティーン ブライデン(著)、クリエイツかもがわ  
2000 円+税 2012 年

### 認知症になった私が伝えたいこと

佐藤 雅彦(著)、大月書店、1600 円+税 2014 年

### 私の記憶が確かなうちに

クリスティーン ブライデン(著)、クリエイツかもがわ  
2000 円+税 2017 年

### 認知症の私からあなたへ

20 のメッセージ  
佐藤 雅彦(著)、大月書店、1200 円+税 2016 年

### 認知症とともに生きる私

「絶望」を「希望」に変えた 20 年  
クリスティーン ブライデン(著)、大月書店  
2000 円+税 2017 年

### 認知症を乗り越えて生きる

ケイト スワファー(著)、クリエイツかもがわ  
2200 円+税 2017 年

### ブログ「認知症一期一会」

認知症本人からの発信  
水木 理(著)、クリエイツかもがわ  
1800 円+税 2007 年

### 認知症になってもだいじょうぶ！

そんな社会を創っていこうよ  
藤田 和子(著)、徳間書店、1600 円+税 2017 年

あなたが認知症になったから。  
あなたが認知症にならなかったら。  
越智 須美子・俊二(著)、中央法規出版

1600 円+税 2009 年

### 認知症の私は「記憶より記録」

大城 勝史(著)、沖縄タイムズ、1500 円+税 2017 年

### 認知症になっても人生は終わらない

認知症の私たち(著)、harunosora、  
1500 円+税 2017 年

### ぼくが前を向いて歩く理由

中村 成信(著)、中央法規出版、1600 円+税 2011 年

### 笑顔で生きる－認知症とともに－

丹野 智文(著)、文藝春秋、1450 円+税 2017 年



### 物語としての痴呆ケア

小澤 勲(著)、三輪書店、1800 円+税 2004 年

### 認知症の人の歴史を学びませんか

宮崎 和加子(著)、中央法規出版、2000 円+税 2011 年

### 痴呆を生きるということ

小澤 勲(著)、岩波新書、740 円+税 2005 年

### ああ、認知症家族

高見 国生(著)、岩波書店、1600 円+税 2011 年

### 認知症とは何か

小澤 勲(著)、岩波新書、735 円+税 2005 年

### 驚きの介護民族学

六車 由実(著)、医学書院、2000 円+税 2012 年

### 認知症と診断されたあなたへ

小澤 勲他著、医学書院、1600 円+税 2006 年

### 認知症はこわくない

正しい知識と理解から生まれるケア 2014 年  
高橋 幸男(著)、NHK 出版、1200 円+税

### 痴呆の人の思い、家族の思い 2004 年

呆け老人をかかえる家族の会(編集)、中央法規出版、1600+税

### 認知症の人たちの小さくて大きなひと言

～私の声が見えますか～ 2015 年  
永田 久美子(監修)、harunosora、1700 円+税

### 認知症のパーソン・センタード・ケア

新しいケアの文化へ 2005 年

トム キットウッド(著)、クリエイツかもがわ、2600 円+税

### クロワッサン特別編集 認知症を生きる

正しく知ることが予防と治療への近道

木之下 徹(監修)、マガジンハウス、833 円+税 2016 年

認知症の義母と暮らして 2005 年

### 忘れても、しあわせ

小菅 とも子(著)、角川書店、1800 円+税

### 認知症の看護・介護に役立つよくわかる

パーソン・センタード・ケア

鈴木 みすえ(著)、池田書店、1400 円+税 2017 年

### 介護道楽・ケア三昧

関わりを自在に楽しみながら 2006 年

山崎 英樹(著)、雲母書房、1800 円+税

### 認知症ケアの知好楽

神経心理学からスピリチュアルケアまで 2011 年

山崎 英樹(著)、雲母書房、2300 円+税

### ルポ 希望の人びと

ここまできた認知症の当事者発信 2017 年

生井 久美子(著)、朝日新聞出版、1500 円+税

